八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十三年一月二十日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円八十六銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円八十六銭二厘
十二　償還期限　平成二十四年一月二十日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十三年一月二十日

○財務省告示第四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成二十三年一月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け

五　発行額　額面金額で六百七十八億九千万円
六　最低額面金額　千万円
七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　発行日　平成二十三年一月二十日
九　発行価格　額面金額百円につき九十九円八十六銭二厘
十　償還期限　平成二十四年一月二十日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十一　償還金額　額面金額百円につき百円
十二　元金支払場所　日本銀行
十三　払込期日　平成二十三年一月二十日

○財務省告示第四十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十六回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十六回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十六回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百八十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十六回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百六回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十六回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百二十回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百二十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百二十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百二十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百二十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第